

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○告示(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部改正(漁業管理課)(5・24揭示)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出(福祉指導課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出(経営支援課)	1
公告	
○土地改良区の役員の就退任(農業基盤課)	1
○土地改良区の定款変更の認可()	2
○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正(5・24揭示)	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	3
正誤	
○正誤(令2・11・24付け 告示)	4

告 示

高知県告示第333号の2

令和3年3月高知県告示第233号(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。

令和3年5月24日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

2の(2)中「6.2トン」を「6.5トン」に改める。

3の(2)中「2.7トン」を「3.0トン」に改める。

高知県告示第350号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年6月4日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
よつば薬局 安芸市東浜159-1 令3・3・1

高知県告示第351号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年6月4日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷 敏成
- 届出者の住所
東京都港区浜松町二丁目3番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス大桶店
南国市大桶字実兼甲1772-2ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷 敏成
東京都港区浜松町二丁目3番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(6) 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年12月29日

(7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 421.95平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
41台
 - 駐輪場の収容台数
10台
 - 荷さばき施設の面積
27平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時	午後10時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日
令和3年4月28日
 - 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
南国市役所
 - 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、芸西土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和3年6月4日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住 所

(退任)
 理事 宮崎 妙志 安芸郡芸西村和食甲4210番地
 " 上杉 卓朗 " " 馬ノ上778番地
 " 竹内 英樹 " " 和食甲1723番地 3
 " 小松 幸正 " " " 5812番地 2
 " 谷山 広明 " " " 1817番地
 " 春田 浩吉 " " " 2666番地
 " 岡村 進 " " 馬ノ上2048番地
 " 吉永 博一 " " " 934番地
 " 藤尾 榮 " " " 1307番地
 " 山内 澄夫 " " " 666番地
 " 岡村 佳和 " " 西分甲4386番地
 " 山本 伸 " " " 1052番地
 監事 高松 辰男 " " 和食甲2647番地
 " 善万 浩典 " " " 4646番地 1
 " 岡村 悟 " " 馬ノ上582番地

(就任)
 理事 宮崎 妙志 安芸郡芸西村和食甲4210番地
 " 上杉 卓朗 " " 馬ノ上778番地
 " 竹内 英樹 " " 和食甲1723番地 3
 " 小松 幸正 " " " 5812番地 2
 " 谷山 広明 " " " 1817番地
 " 筒井 潤 " " " 2653番地 1
 " 岡村 進 " " 馬ノ上2048番地
 " 吉永 博一 " " " 934番地
 " 下司 良介 " " " 1200番地 1
 " 山内 澄夫 " " " 666番地
 " 岡村 佳和 " " 西分甲4386番地
 " 山本 伸 " " " 1052番地
 監事 岡村 悟 " " 馬ノ上582番地
 " 善万 浩典 " " 和食甲4646番地 1

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中土佐町久礼土地改良区の定款の変更を令和3年5月21日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年6月4日

高知県知事 濱田 省司

~~~~~  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定によ

り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和3年6月4日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年1月26日 2 高安土第2223号	安芸市東浜字イザナ ミ119番1ほか7筆	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第27号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年5月24日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中

医療法人杏林会高知ハーモニー・ホスピタル	高知市南金田5番18号
----------------------	-------------

を削る。

3 身体障害者支援施設の表中

社会福祉法人土佐厚生会障害者支援施設あき	安芸市赤野甲564番地
----------------------	-------------

を

社会福祉法人土佐厚生会障害者支援施設ステージ桜が丘	安芸市西浜2373番地
---------------------------	-------------

に改める。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第10号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項を削り、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、別表第4の家畜保健衛生所の家畜の診断、診療、病性鑑定等の業務に直接従事することを本務とする獣医師には、第3号に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

第9条第4項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

（3）感染症防疫の作業に従事する職員の特殊勤務手当（別表第1の6の表の2の作業に係るものに限る。）

第11条第3項を削り、同条第4項中「特殊勤務手当」を「特殊勤務手当（別表第1の6の表の2の作業に係るものを除く。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

付則第14項中「第9条第4項」を「第9条第3項」に改め、付則第18項中「第9条第4項」を「第9条第3項及び第11条第3項」に、「同項中」を「第9条第3項中」に、「、「次に」を「「次に」に、「とする」を「と、第11条第3項中「職員には」とあるのは「職員には、職員の条例附則第17項第1号から第3号までの規定による特殊勤務手当を支給し」とする」に改め、付則第19項中「第9条第4項」を「第9条第3項」に改める。

別表第1中「（第7条関係）」を「（第7条、第9条、第11条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤																				
令2・11・24	10291	○告示	13	左 (24~33)	<table border="1"> <tr> <td>Ⅱ-4920</td> <td>藤ノ野 (2)</td> <td>吾川郡仁淀川町藤ノ野 (別紙図面のとおり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ-4992</td> <td>大影西</td> <td>吾川郡仁淀川町用居 (別紙図面のとおり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	Ⅱ-4920	藤ノ野 (2)	吾川郡仁淀川町藤ノ野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4992	大影西	吾川郡仁淀川町用居 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	<table border="1"> <tr> <td>Ⅱ-4920</td> <td>藤ノ野 (2)</td> <td>吾川郡仁淀川町藤ノ野 (別紙図面のとおり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ-4921</td> <td>藤ノ野 (3)</td> <td>吾川郡仁淀川町桜(別 紙図面のとおり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ-4992</td> <td>大影西</td> <td>吾川郡仁淀川町用居 (別紙図面のとおり)</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	Ⅱ-4920	藤ノ野 (2)	吾川郡仁淀川町藤ノ野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4921	藤ノ野 (3)	吾川郡仁淀川町桜(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4992	大影西	吾川郡仁淀川町用居 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4920	藤ノ野 (2)	吾川郡仁淀川町藤ノ野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊																							
Ⅱ-4992	大影西	吾川郡仁淀川町用居 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊																							
Ⅱ-4920	藤ノ野 (2)	吾川郡仁淀川町藤ノ野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊																							
Ⅱ-4921	藤ノ野 (3)	吾川郡仁淀川町桜(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊																							
Ⅱ-4992	大影西	吾川郡仁淀川町用居 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊																							